

議提第1号

三宮幸雄市長に対する問責決議

会議規則第14条の規定により、三宮幸雄市長に対する問責決議を次のとおり提出する。

令和5年3月1日 提出

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 北本市議会議員 | 黒澤健一  |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 渡邊良太  |
| 提出者 | 北本市議会議員 | 諏訪善一良 |

北本市議会議長 工藤日出夫 様

## 三宮幸雄市長に対する問責決議

三宮市長は、市長選挙時の政策集で、人口減少やごみ処理新施設整備等の公共事業の粗雑な進め方などに非常事態打開宣言をすると強調した。また、三宮市長の公式ホームページには、未来へ決断の時！！北本の未来は市民が決める！と掲載されている。地方自治の本旨は住民自治とも言われ、市民はまちづくりの主体であるとの認識は、三宮市長の政治理念と理解できる。

令和4年第4回定例会において、議会は「新たなごみ処理施設の建設予定地について説明責任を求める決議」を可決した。その後、まちづくりの主体である市民が「ごみ処理新施設建設地に関する説明会」の開催を求めていることを踏まえ、三宮市長に対して説明会の開催を申し入れたが、「開催する状況にはない」との回答であった。このことは市長の政治理念とはかけはなれており、極めて遺憾である。

よって、三宮市長就任以降、議会を軽視しただけでなく、市民への背信と受け取られかねない数々の行為により、北本市政の信頼を大きく損なっている状況に鑑み、三宮市長に対し責任を問うとともに、その政治姿勢に強く反省を求めるものである。

以上、決議する。

令和5年3月1日

北 本 市 議 会